2027年３月期
中間決算資料

2026年11月

株式会社日本政策投資銀行

○損益計算書の概要【連結】

（単位:億円）

		2027年3月期 中間期（A）	（A）－（B）	2026年3月期 中間期（B）	（参考）通年 2026年3月期
連結業務粗利益	1	1,413	△ 282	1,696	2,887
資金利益	2	691	△ 195	887	1,664
投資関係損益	3	541	△ 101	642	1,026
株式等関係損益*1	4	123	△ 318	442	533
ファンド関連損益	5	383	209	174	445
持分法による投資損益	6	34	8	26	48
役務取引等利益	7	131	24	107	243
その他業務関連利益	8	49	△ 9	59	△ 48
営業経費	9	△ 388	△ 20	△ 367	△ 755
連結業務純益	10	1,025	△ 303	1,329	2,131
与信関係費用（△は費用）	11	50	66	△ 15	△ 13
一般貸倒引当金繰入額（△は繰入）	12	－	162	△ 162	△ 119
不良債権関連処理額	13	△ 14	△ 14	0	△ 47
貸倒引当金戻入益・取立益等	14	64	△ 81	146	154
株式等償却	15	△ 102	△ 80	△ 22	△ 93
経常利益	16	973	△ 317	1,291	2,024
特別損益	17	△ 22	△ 73	51	53
税金等調整前中間（当期）純利益	18	950	△ 391	1,342	2,078
法人税等合計	19	△ 272	126	△ 398	△ 574
中間（当期）純利益	20	678	△ 265	944	1,503
非支配株主に帰属する中間（当期）純利益	21	15	11	4	7
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	22	662	△ 276	939	1,496

*1株式等関係損益＝投資損失引当金戻入益（△繰入額）＋株式等売却益（△売却損）＋株式等償還益

（単位:社）

		2026年9月末（A）	（A）－（B）	2026年3月末（B）	2025年9月末
連結子会社数	23	42	－	42	42
非連結子会社数	24	71	4	67	63
持分法適用関連会社数	25	30	△ 1	31	32
持分法非適用関連会社数	26	116	3	113	121

○損益計算書の概要【単体】

（単位:億円）

		2027年3月期 中間期（A）	（A）－（B）	2026年3月期 中間期（B）	（参考）通年 2026年3月期
業務粗利益	1	1,339	△ 280	1,620	2,774
資金利益	2	697	△ 174	871	1,703
投資関係損益	3	537	△ 125	662	1,041
株式等関係損益*1	4	31	△ 422	454	510
ファンド関連損益	5	505	297	208	530
役務取引等利益	6	85	11	74	142
その他業務関連利益	7	19	7	11	△ 113
営業経費	8	△ 380	△ 27	△ 352	△ 719
業務純益	9	959	△ 308	1,267	2,054
与信関係費用（△は費用）	10	60	75	△ 15	16
一般貸倒引当金繰入額（△は繰入）	11	－	161	△ 161	△ 118
不良債権関連処理額	12	△ 6	△ 6	0	△ 18
貸倒引当金戻入益・取立益等	13	67	△ 79	146	154
株式等償却	14	△ 64	△ 42	△ 21	△ 92
経常利益	15	955	△ 275	1,231	1,978
特別損益	16	△ 1	△ 3	2	4
税引前中間（当期）純利益	17	954	△ 279	1,233	1,983
法人税等合計	18	△ 257	91	△ 349	△ 545
中間（当期）純利益	19	697	△ 187	884	1,438

*1株式等関係損益=投資損失引当金戻入益（△繰入額）＋株式等売却益（△売却損）＋株式等償還益

○利鞘【単体】

		2027年3月期 中間期（A）	（A）－（B）	2026年3月期 中間期（B）	（参考）通年 2026年3月期
資金運用利回り	1	1.62%	0.00pt	1.61%	1.62%
貸出金利回り	2	1.73%	0.25pt	1.48%	1.51%
有価証券利回り	3	1.17%	△1.19pt	2.35%	2.23%
資金調達原価（含む経費）	4	1.58%	0.26pt	1.32%	1.36%
外部負債利回り*1	5	1.09%	0.21pt	0.88%	0.90%
総資金利鞘（1-4）	6	0.03%	△0.26pt	0.29%	0.26%
資金利幅（1-5）	7	0.52%	△0.21pt	0.74%	0.72%

*1「外部負債」＝債券＋コールマネー＋借用金＋短期社債＋社債

○自己資本比率【連結】【単体】

国際統一基準　　（単位：億円）

		2026年9月末 ［速報値］（A）	（A）－（B）	2026年3月末 （B）	2025年9月末
連結総自己資本比率	1	17.48%	△0.85pt	18.33%	19.08%
連結Tier1比率	2	17.24%	△0.82pt	18.07%	18.78%
連結普通株式等Tier1比率	3	17.23%	△0.81pt	18.05%	18.76%
連結における総自己資本の額	4	42,154	△ 562	42,717	42,911
リスク・アセットの額	5	241,140	8,184	232,955	224,851
単体総自己資本比率	6	17.45%	△0.97pt	18.42%	19.11%
単体Tier1比率	7	17.22%	△0.93pt	18.16%	18.82%
単体普通株式等Tier1比率	8	17.22%	△0.93pt	18.16%	18.82%
単体における総自己資本の額	9	41,720	△ 500	42,221	42,371
リスク・アセットの額	10	238,993	9,901	229,092	221,624

※バーゼルⅢ最終化を適用。

○その他決算説明資料(2027年3月期中間期)

1. 期別投融資額及び資金調達額状況(フロー)【単体】

(単位:億円)

	2026年3月期 中間期(6ヵ月実績)	2026年3月期 (12ヵ月実績)	2027年3月期 中間期(6ヵ月実績)	2027年3月期 (12ヵ月予算)[*8]
投融資額	17,992	40,547	24,150	25,400
融資等[*1]	16,235	36,639	21,485	25,400
投資[*2]	1,757	3,907	2,664	
資金調達額	17,992	40,547	24,150	25,400
財政投融資	3,191	7,487	5,068	6,500
財政融資資金	1,200	4,000	3,000	3,000
政府保証債(国内債)	500	1,200	500	1,300
政府保証債(外債)[*3]	1,491	2,287	1,568	2,200
償還年限5年未満の政府保証債(国内債)	―	―	―	1,000
社債(財投機関債)[*3*4]	4,880	6,644	5,249	6,700
長期借入金[*5*6]	2,453	3,028	2,180	2,800
回収等[*7]	7,466	23,387	11,653	8,400

*1 社債を含む経営管理上の数値であります。
*2 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。
*3 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。
*4 短期社債は含んでおりません。
*5 2027年3月期中間期の長期借入金のうち、株式会社日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」という。)からの借入は10億円となっております。
*6 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。
*7 産業投資出資金を含んでおります。
*8 2027年3月期(2026年度予算)は年度当初の予算であり、震災対応等にかかる「危機対応業務」等に関する予算は含まれておりません。

(参考)投融資残高及び資金調達残高【単体】

(単位:億円)

	2025年9月末	2026年3月末	2026年9月末
融資等残高[*1]	150,908	151,042	151,425
投資残高[*2]	19,532	20,903	22,180
資金調達残高	158,278	157,346	157,741
財政投融資等	89,775	91,132	91,727
財政融資資金等	60,787	61,696	62,621
政府保証債(国内債)[*3]	9,400	9,100	9,100
政府保証債(外債)[*3*4]	19,588	20,336	20,005
償還年限5年未満の政府保証債(国内債)[*3]	―	―	―
財投機関債[*3*4]	750	750	750
社債(財投機関債)[*3*4*5*6]	36,443	35,312	36,311
長期借入金[*7]	31,308	30,151	28,953
うち日本公庫より借入	15,713	14,831	13,828

*1 社債を含む経営管理上の数値であります。
*2 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。
*3 債券は額面ベースとなっております。
*4 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。
*5 株式会社化以降の発行分であります。
*6 短期社債は含んでおりません。
*7 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

2026年9月末の融資等残高は、2026年3月末比383億円増加し15兆1,425億円となっております。また、2026年9月末の投資残高は、2026年3月末比1,277億円増加し2兆2,180億円となっております。
また、2026年9月末の資金調達残高は、2026年3月末比395億円増加し15兆7,741億円となっております。

2. 貸出金等の状況

Ⅰ.リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況

【連結】

（単位:百万円）

	2025年9月末	2026年3月末	2025年9月末比	2026年3月末比	2026年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,337	2,371	△ 1,863	102	2,473
危険債権	42,965	34,945	△ 9,750	△ 1,731	33,214
要管理債権	33,457	20,266	△ 20,476	△ 7,284	12,981
うち三月以上延滞債権	1,815	1,949	△ 1,815	△ 1,949	―
うち貸出条件緩和債権	31,642	18,316	△ 18,661	△ 5,335	12,981
小計①	80,760	57,583	△ 32,090	△ 8,913	48,669
正常債権②	15,138,616	15,287,577	291,784	142,823	15,430,400
債権合計(③=①+②)	15,219,376	15,345,160	259,693	133,909	15,479,070

①／③×100	0.53%	0.38%	△0.22pt	△0.06pt	0.31%

【単体】

（単位:百万円）

	2025年9月末	2026年3月末	2025年9月末比	2026年3月末比	2026年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,337	2,371	△ 1,863	102	2,473
危険債権	42,965	34,945	△ 9,750	△ 1,731	33,214
要管理債権	33,457	20,266	△ 20,476	△ 7,284	12,981
うち三月以上延滞債権	1,815	1,949	△ 1,815	△ 1,949	―
うち貸出条件緩和債権	31,642	18,316	△ 18,661	△ 5,335	12,981
小計①	80,760	57,583	△ 32,090	△ 8,913	48,669
正常債権②	15,202,657	15,341,875	293,517	154,300	15,496,175
債権合計(③=①+②)	15,283,417	15,399,458	261,426	145,386	15,544,844

①／③×100	0.53%	0.37%	△0.22pt	△0.06pt	0.31%

Ⅱ.金融再生法開示債権における保全状況（部分直接償却実施後）【単体】

①保全率

	2025年9月末	2026年3月末	2025年9月末比	2026年3月末比	2026年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0%	100.0%	―	0.0pt	100.0%
危険債権	100.0%	99.2%	―	0.8pt	100.0%
要管理債権	64.0%	89.9%	13.6pt	△ 12.2pt	77.7%
開示債権合計	85.1%	95.9%	8.9pt	△ 1.9pt	94.0%

②信用部分に対する引当率

	2025年9月末	2026年3月末	2025年9月末比	2026年3月末比	2026年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0%	100.0%	―	―	100.0%
危険債権	100.0%	96.7%	△ 0.1pt	3.2pt	99.9%
要管理債権	44.4%	75.2%	△ 14.7pt	△ 45.5pt	29.7%
開示債権合計	67.7%	88.1%	15.5pt	△ 5.0pt	83.2%

③その他の債権に対する引当率

	2025年9月末	2026年3月末	2025年9月末比	2026年3月末比	2026年9月末
要管理債権以外の要注意先債権	11.4%	6.0%	0.0pt	5.4pt	11.4%
正常先債権	0.3%	0.3%	△ 0.0pt	△ 0.0pt	0.3%

Ⅲ.与信関係費用　【連結】　【単体】　（単位：百万円）

	2026年3月期 中間期（6ヵ月実績）	2027年3月期 中間期（6ヵ月実績）	2026年3月期 中間期（6ヵ月実績）	2027年3月期 中間期（6ヵ月実績）
与信関係費用（△は費用）	△ 1,598	5,052	△ 1,512	6,023
貸倒引当金繰入（△）・戻入	△ 2,006	4,581	△ 1,920	4,799
一般貸倒引当金繰入（△）・戻入	△ 16,210	5,898	△ 16,124	6,116
個別貸倒引当金繰入（△）・戻入	14,203	△ 1,317	14,203	△ 1,317
偶発損失引当金繰入（△）・戻入	―	△ 752	―	―
貸出金償却	―	△ 682	―	△ 682
償却債権取立益	404	1,906	404	1,906
貸出債権売却損（△）益	3	―	3	―

Ⅳ.第三セクター向けリスク管理債権の状況【連結】　（単位：百万円）

	2025年9月末	2026年3月末	2025年9月末比	2026年3月末比	2026年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	―	―	―	―	―
危険債権	6,134	6,083	△ 125	△ 74	6,008
三月以上延滞債権	―	―	―	―	―
貸出条件緩和債権	2,355	2,216	△ 277	△ 138	2,078
小計①	8,490	8,300	△ 402	△ 213	8,087
正常債権②	147,571	142,141	△ 12,694	△ 7,264	134,877
債権合計（③=①+②）	156,061	150,441	△ 13,097	△ 7,477	142,964
①／③×100	5.44%	5.52%	0.22pt	0.14pt	5.66%

中間連結貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	409,370	債券	2,981,243
コールローン及び買入手形	469,000	借用金	9,411,957
買現先勘定	64,936	短期社債	49,000
金銭の信託	759,446	社債	3,635,830
有価証券	3,604,776	その他負債	414,538
貸出金	14,707,213	賞与引当金	9,668
その他資産	280,480	役員賞与引当金	32
有形固定資産	455,865	退職給付に係る負債	7,030
無形固定資産	23,358	役員退職慰労引当金	183
退職給付に係る資産	14,870	偶発損失引当金	1,870
繰延税金資産	4,768	繰延税金負債	1,772
支払承諾見返	737,036	支払承諾	737,036
貸倒引当金	△68,468	負債の部合計	17,250,163
投資損失引当金	△0	（純資産の部）	
		資本金	1,000,424
		危機対応準備金	206,529
		特定投資準備金	1,516,013
		特定投資剰余金	35,000
		資本剰余金	300,343
		利益剰余金	1,087,825
		株主資本合計	4,146,135
		その他有価証券評価差額金	31,456
		繰延ヘッジ損益	15,580
		為替換算調整勘定	5,164
		退職給付に係る調整累計額	2,561
		その他の包括利益累計額合計	54,763
		非支配株主持分	11,594
		純資産の部合計	4,212,493
資産の部合計	21,462,657	負債及び純資産の部合計	21,462,657

中間連結損益計算書

〔2026年４月１日から
2026年９月30日まで〕

（単位：百万円）

科目		金額
経常収益		270,510
資金運用収益	154,320	
（うち貸出金利息）	(127,625)	
（うち有価証券利息配当金）	(21,791)	
役務取引等収益	13,304	
その他業務収益	8,328	
その他経常収益	94,557	
経常費用		173,177
資金調達費用	85,124	
（うち債券利息）	(34,383)	
（うち借用金利息）	(28,525)	
役務取引等費用	191	
その他業務費用	13,027	
営業経費	38,849	
その他経常費用	35,984	
経常利益		97,332
特別利益		843
特別損失		3,102
税金等調整前中間純利益		95,074
法人税、住民税及び事業税	34,432	
法人税等調整額	△7,223	
法人税等合計		27,209
中間純利益		67,865
非支配株主に帰属する中間純利益		1,578
親会社株主に帰属する中間純利益		66,286

中間連結株主資本等変動計算書　〔2026年４月１日から 2026年９月30日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,000,424	206,529	1,724,573	124,590	196,063	1,002,761	4,254,942
会計方針の変更による累積的影響額						△ 3,426	△ 3,426
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,424	206,529	1,724,573	124,590	196,063	999,334	4,251,515
当中間期変動額							
政府の出資			65,000				65,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替			65,000		△ 65,000		－
国庫納付			△ 169,280	△ 44,795			△ 214,075
特定投資準備金から資本剰余金への振替			△ 169,280		169,280		－
特定投資剰余金から利益剰余金への振替				△ 44,795		44,795	－
剰余金の配当						△ 22,601	△ 22,601
親会社株主に帰属する中間純利益						66,286	66,286
連結範囲の変動						24	24
持分法の適用範囲の変動						△ 13	△ 13
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	－	－	△ 208,560	△ 89,590	104,280	88,490	△ 105,379
当中間期末残高	1,000,424	206,529	1,516,013	35,000	300,343	1,087,825	4,146,135

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	39,925	9,310	7,607	2,646	59,490	13,934	4,328,367
会計方針の変更による累積的影響額							△ 3,426
会計方針の変更を反映した当期首残高	39,925	9,310	7,607	2,646	59,490	13,934	4,324,940
当中間期変動額							
政府の出資							65,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替							－
国庫納付							△ 214,075
特定投資準備金から資本剰余金への振替							－
特定投資剰余金から利益剰余金への振替							－
剰余金の配当							△ 22,601
親会社株主に帰属する中間純利益							66,286
連結範囲の変動							24
持分法の適用範囲の変動							△ 13
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 8,468	6,269	△ 2,442	△ 85	△ 4,727	△ 2,339	△ 7,066
当中間期変動額合計	△ 8,468	6,269	△ 2,442	△ 85	△ 4,727	△ 2,339	△ 112,446
当中間期末残高	31,456	15,580	5,164	2,561	54,763	11,594	4,212,493

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社　42社

主要な会社名

DBJ Singapore Limited

㈱日本経済研究所

DBJ Europe Limited

ＤＢＪリアルエステート㈱

ＤＢＪキャピタル㈱

ＤＢＪ証券㈱

ＤＢＪアセットマネジメント㈱

㈱価値総合研究所

政投銀投資諮詢（北京）有限公司

ＤＢＪデジタルソリューションズ㈱

DBJ Americas Inc.

ＤＢＪビジネスサポート㈱

ＤＢＪコーポレートアドバイザリー㈱

（連結の範囲の変更）

合同会社日本創薬支援は設立により、当中間連結会計期間から連結しております。

また、合同会社アセット投資事業７号は清算により、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社　71社

主要な会社名

ＤＢＪ地域投資㈱

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

② 持分法適用の関連会社　30社

主要な会社名

㈱リージョナルプラスウイングス

（持分法適用の範囲の変更）

Perennial Lordstown,LLCは重要性の低下により、当中間連結会計期間より持分法の対象から除外しております。

③ 持分法非適用の非連結子会社　71社

主要な会社名

ＤＢＪ地域投資㈱

④ 持分法非適用の関連会社　116社

主要な会社名

㈱Ａｒｃ　Ｊａｐａｎ

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

⑤ 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

㈱ＴＯＴＯＫＵ、㈱ワコーパレット、㈱大宣システムサービス、ＣＢグループマネジメント㈱、Spryte Medical Holdings,LLC、㈱宮武製作所、㈱アーキビジョン二十一

（関連会社としなかった理由）

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

(3) 連結子会社の中間決算日等に関する事項

中間連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の中間財務諸表を使用しております。

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

６月末日　34社

８月末日　１社

９月末日　７社

なお、中間連結決算日と上記中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　３年～50年

その他　４年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以

下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に必要に応じて直近の状況等を考慮した修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は44,264百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日）に規定する繰延ヘッジによっております。

また、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジを行っており、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資についてはヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a．ヘッジ手段…金利スワップ
　ヘッジ対象…債券・借用金・社債・有価証券及び貸出金

b．ヘッジ手段…通貨スワップ
　ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建借用金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c．ヘッジ手段…外貨建直先負債
　ヘッジ対象…在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

③ ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

会計方針の変更

（当行子会社における会計基準の変更）

当行の連結子会社であるGREIS Corporationの会計基準について、従前は米国基準を適用しておりましたが、当中間連結会計期間の期首より、日本基準を適用しております。

当該変更は、親会社との会計方針統一による投資損益管理の整合性確保等を目的としたものであり、当行における投資戦略上の位置づけ等を踏まえ、当該年度を変更時期とすることが適切であると判断いたしました。

当該会計方針の変更が、当行の中間連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

１．非連結子会社及び関連会社の株式及び出資金総額　366,680百万円

２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に33,467百万円含まれております。

現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有している有価証券は64,936百万円であります。

３．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、その他資産並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,473百万円
危険債権額	33,214百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	12,981百万円
小計額	48,669百万円
正常債権額	15,430,400百万円
合計額	15,479,070百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

４．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	15,171百万円
その他資産	1,376百万円
有形固定資産	223,040百万円
無形固定資産	3,305百万円

担保資産に対応する債務

借用金	164,254百万円
社債	6,125百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券799,847百万円及び貸出金191,761百万円を差し入れております。

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として有価証券3,771百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金60,235百万円及び中央清算機関差入証拠金44,026百万円を含んでおります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券214,289百万円の一般担保に供しております。

５．連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

ノンリコース債務

借用金	164,254百万円
社債	6,125百万円

当該ノンリコース債務に対応する資産

現金預け金	15,171百万円
その他資産	1,376百万円
有形固定資産	223,040百万円
無形固定資産	3,305百万円

６．貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、444,009百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが131,619百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

７．有形固定資産の減価償却累計額　95,156百万円

８．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対す

る保証債務の額は1,021百万円であります。

9．株式会社日本政策投資銀行法附則第２条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第２条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第２条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第２条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。

(3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第２条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第２条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

10．株式会社日本政策投資銀行法附則第２条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第２条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第２条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第２条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。

(3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第２条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第２条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

（追加情報）

2026年６月26日開催の定時株主総会において、同法附則第２条の27第２項及び第３項の規定に基づき、特定投資準備金の額の減少及び特定投資剰余金の額の減少を決議し、同日において財務大臣の認可を受けております。これにより、特定投資準備金の額1,724,573百万円を338,560百万円減少し、併せて、169,280百万円を国庫に納付し、資本準備金の額を169,280百万円増加いたしました。また、特定投資剰余金の額124,590百万円を89,590百万円減少し、併せて、44,795百万円を国庫に納付し、その他利益剰余金の額を44,795百万円増加いたしました。当該効力発生日は2026年８月31日でありま

す。

（中間連結損益計算書関係）

１．その他経常収益には、貸倒引当金戻入益4,581百万円、株式等売却益10,812百万円、金銭の信託運用益3,924百万円、持分法による投資利益3,488百万円、投資事業組合等利益45,330百万円、土地建物賃貸料8,887百万円、売電収入4,823百万円及び収益分配請求権に係る収益4,341百万円を含んでおります。

２．その他経常費用には、株式等償却10,250百万円、投資事業組合等損失10,930百万円及び減価償却費3,749百万円を含んでおります。

３．当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理に基づく評価損に関し、切放し法を適用しております。

４．当行グループは、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号2024年３月22日）第７項を適用し、当中間連結会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上しておりません。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	43,632	－	－	43,632	

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

３．配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年６月26日定時株主総会	普通株式	22,601百万円	518円	2026年３月31日	2026年６月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等、並びに「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません（（注３）及び（注４）参照）。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券（＊１）				
国債	634,333	－	－	634,333
地方債	－	22,921	－	22,921
社債	－	537,229	29,526	566,755
株式	110,787	501	－	111,288
その他	－	18,075	60,314	78,389
資産計	745,120	578,727	89,840	1,413,688
デリバティブ取引（＊２）（＊３）				
金利関連	－	25,840	－	25,840
通貨関連	－	5,770	－	5,770
デリバティブ取引計	－	31,610	－	31,610

（＊１）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は上表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は120,625百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は138,046百万円であります。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（＊３）デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間連結貸借対照表計上額は13,818百万円となります。

(2) 時価をもって中間連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金預け金、コールローン、買入手形、買現先勘定（これらが金銭の信託の信託財産である場合を含む）、「有価証券」中の外貨建短期ソブリン債、短期社債及び売現先勘定は、短期間（１年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

区分	時価				中間連結貸借対照表計上額	差額
	レベル１	レベル２	レベル３	合計		
金銭の信託	－	1,668	18,683	20,351	20,351	－
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債	52,015	－	－	52,015	55,104	△3,089
地方債	－	－	－	－	－	－
社債	－	5,691	161,888	167,579	171,488	△3,908
その他	－	－	72,879	72,879	74,148	△1,268
関連会社株式等	3,402	990	－	4,392	4,817	△425
貸出金（＊１）	－	－	14,233,175	14,233,175	14,639,581	△406,405
その他資産	－	79	41,101	41,180	18,085	23,095
資産計	55,417	8,430	14,527,727	14,591,574	14,983,577	△392,002
債券	－	2,888,585	－	2,888,585	2,981,243	△92,658
借用金	－	8,163,866	153,720	8,317,587	9,411,957	△1,094,370
社債	－	3,385,016	6,009	3,391,026	3,635,830	△244,804
負債計	－	14,437,468	159,730	14,597,198	16,029,032	△1,431,833

（＊１）貸出金の中間連結貸借対照表計上額は、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金67,632百万円を控除しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法、二項モデルなどの評価技法を用いて時価を算定しております。インプットには、スワップ・レート、信用スプレッド、ボラティリティ等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

投資信託は、市場における取引価格があり、活発な市場における無調整で利用できるものはレベル１の時価に分類しています。主に上場投資信託がこれに含まれます。また、取引価格がない場合には基準価額又は将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等に基づいて時価を算定しています。市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合には、基準価額を時価とみなして評価し時価の算定に関する会計基準の適用指針第24-7項及び第24-12項に基づいてレベルを付さない取扱いとするか、または将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等に基づいて時価を算定しております。割引現在価値法で用いている主なインプットには、市場参加者が要求するリスク・プレミアムを含めるように調整した割引率が含まれ、当該時価はレベル３の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスクに基づく価格調整を行っております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産構成物である金銭債権の評価は主として「貸出金」と同様の方法により時価を算定しており、主としてレベル３の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。債権の全部又は一部

が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。当該時価はレベル３の時価に分類しております。

その他資産

その他資産については、回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等の評価技法を用いて時価を算定しております。インプットには、スワップ・レート、流動性プレミアム等が含まれます。当該時価はレベル３の時価に分類しております。

債券

当行の発行する債券については、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を、当該債券の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。（一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて時価を算定しております。）当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借用金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を、当該借用金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。（一部の借用金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建借用金とみて時価を算定しております。）時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、相場価格のある社債は相場価格によっており、レベル２の時価に分類しております。相場価格のない社債については、元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。（一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて時価を算定しております。）時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合は

レベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

（注２）時価をもって中間連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2026年９月30日現在）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 社債	割引現在価値法	割引率	1.5%－2.8%	1.8%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2026年９月30日現在）

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（＊１）
		損益に計上（＊１）	その他の包括利益に計上					
有価証券 その他有価証券 社債	28,671	－	95	758	－	－	29,526	－
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	101,994	258	△1,267	△40,671	－	－	60,314	△459

（＊１）中間連結損益計算書の「その他業務費用」及び「その他経常収益」等に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、時価の算定に関する方針及び手続に基づき、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や時系列推移の分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap）レートなどの市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアム等から構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

（注３）市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 市場価格のない株式等（＊１）（＊３）	654,252
② 組合出資金等（＊２）	972,773
合　計	1,627,026

（＊１）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊３）当中間連結会計期間において、6,079百万円減損処理を行っております。

（注４）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

(1) 第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益（＊１）
		損益に計上（＊１）	その他の包括利益に計上					
投資信託財産が金融商品である投資信託(第24-3項)	112,588	△487	178	8,345	－	－	120,625	△536
投資信託財産が不動産である投資信託(第24-9項)	129,131	86	2,074	6,754	－	－	138,046	△568

（＊１）中間連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

(2) 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の中間連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

（単位：百万円）

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	中間連結貸借対照表計上額
解約に係る事前承諾が相当期間より前に必要、もしくは信託受託者が解約を拒否する場合の定めがある	108,975
解約不可の定めがある	11,650
合　計	120,625

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

１．満期保有目的の債券（2026年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	10,002	10,030	27
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	17,000	17,061	61
	その他	38,185	39,859	1,673
	小　計	65,187	66,951	1,763
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	45,102	41,984	△3,117
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	154,488	150,518	△3,970
	その他	35,962	33,020	△2,942
	小　計	235,553	225,523	△10,030
合　計		300,741	292,474	△8,267

２．その他有価証券（2026年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	82,879	29,793	53,085
	債券	30,380	25,530	4,850
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	30,380	25,530	4,850
	その他	291,427	236,872	54,554
	小　計	404,688	292,197	112,490
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	28,408	33,186	△4,778
	債券	1,193,629	1,259,340	△65,711
	国債	634,333	671,955	△37,622
	地方債	22,921	25,400	△2,478
	短期社債	―	―	―
	社債	536,374	561,985	△25,610
	その他	45,634	48,247	△2,612
	小　計	1,267,672	1,340,774	△73,102
合　計		1,672,360	1,632,972	39,388

３．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、298百万円（うち、株式296百万円、その他の証券1百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合と30％以上50％未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

１．満期保有目的の金銭の信託（2026年９月30日現在）

該当ありません。

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2026年９月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	759,446	755,705	3,740	3,740	－

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額（注）　73,772円39銭

１株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額　1,519円21銭

（注）純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、中間連結貸借対照表に掲げる純資産の部の合計額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る中間期末の純資産額としております。

第19期中　中間貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	331,425	債券	2,981,243
コールローン	469,000	借用金	9,247,502
買現先勘定	64,936	短期社債	49,000
金銭の信託	757,777	社債	3,629,705
有価証券	3,695,772	その他負債	392,917
貸出金	14,772,842	未払法人税等	30,308
その他資産	265,849	資産除去債務	412
有形固定資産	104,384	その他の負債	362,196
無形固定資産	7,430	賞与引当金	9,005
前払年金費用	10,915	役員賞与引当金	32
繰延税金資産	15,627	退職給付引当金	6,079
支払承諾見返	737,036	役員退職慰労引当金	178
貸倒引当金	△68,490	支払承諾	737,036
投資損失引当金	△0	負債の部合計	17,052,701
		（純資産の部）	
		資本金	1,000,424
		危機対応準備金	206,529
		特定投資準備金	1,516,013
		特定投資剰余金	35,000
		資本剰余金	302,459
		資本準備金	302,459
		利益剰余金	1,039,996
		利益準備金	8,386
		その他利益剰余金	1,031,610
		別途積立金	925,470
		繰越利益剰余金	106,139
		株主資本合計	4,100,422
		その他有価証券評価差額金	28,563
		繰延ヘッジ損益	△17,179
		評価・換算差額等合計	11,384
		純資産の部合計	4,111,806
資産の部合計	21,164,507	負債及び純資産の部合計	21,164,507

第19期中　中間損益計算書

〔2026年４月１日から
2026年９月30日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		250,597
資金運用収益	153,635	
（うち貸出金利息）	(128,003)	
（うち有価証券利息配当金）	(20,880)	
役務取引等収益	8,729	
その他業務収益	8,328	
その他経常収益	79,904	
経常費用		155,033
資金調達費用	83,877	
（うち債券利息）	(34,383)	
（うち借用金利息）	(27,299)	
役務取引等費用	160	
その他業務費用	12,721	
営業経費	38,005	
その他経常費用	20,269	
経常利益		95,563
特別利益		―
特別損失		103
税引前中間純利益		95,459
法人税、住民税及び事業税	33,540	
法人税等調整額	△7,811	
法人税等合計		25,729
中間純利益		69,730

第19期中　中間株主資本等変動計算書　〔2026年４月１日から 2026年９月30日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
					資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
								別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,000,424	206,529	1,724,573	124,590	198,179	198,179	－	857,645	90,426	948,071	4,202,368
当中間期変動額											
政府の出資			65,000								65,000
資本準備金から特定投資準備金への振替			65,000		△65,000	△65,000					－
国庫納付			△169,280	△44,795							△214,075
特定投資準備金から資本準備金への振替			△169,280		169,280	169,280					－
特定投資剰余金からその他利益剰余金への振替				△44,795					44,795	44,795	－
剰余金の配当							8,386		△30,987	△22,601	△22,601
別途積立金の積立								67,824	△67,824	－	－
中間純利益									69,730	69,730	69,730
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											
当中間期変動額合計	－	－	△208,560	△89,590	104,280	104,280	8,386	67,824	15,713	91,924	△101,946
当中間期末残高	1,000,424	206,529	1,516,013	35,000	302,459	302,459	8,386	925,470	106,139	1,039,996	4,100,422

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	36,808	△27,671	9,137	4,211,505
当中間期変動額				
政府の出資				65,000
資本準備金から特定投資準備金への振替				－
国庫納付				△214,075
特定投資準備金から資本準備金への振替				－
特定投資剰余金からその他利益剰余金への振替				－
剰余金の配当				△22,601
別途積立金の積立				－
中間純利益				69,730
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△8,244	10,491	2,246	2,246
当中間期変動額合計	△8,244	10,491	2,246	△99,699
当中間期末残高	28,563	△17,179	11,384	4,111,806

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　３年～50年

その他　４年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証

による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に必要に応じて直近の状況等を考慮した修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は44,264百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日）に規定する繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a．ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借用金・社債・有価証券及び貸出金

b．ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建借用金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c．ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資金総額　654,366百万円

２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に33,467百万円含まれております。

現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当中間期末に当該処分をせずに所有している有価証券は64,936百万円であります。

３．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、その他資産並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,473百万円
危険債権額	33,214百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	12,981百万円
小計額	48,669百万円
正常債権額	15,496,175百万円
合計額	15,544,844百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

４．為替決済等の取引の担保として、有価証券799,847百万円及び貸出金191,761百万円を差し入れております。

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として有価証券3,771百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金60,235百万円及び中央清算機関差入証拠金44,026百万円を含んでおります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規

定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券214,289百万円の一般担保に供しております。

5．貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、444,009百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが131,619百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6．有形固定資産の減価償却累計額　20,333百万円

7．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,021百万円であります。

8．株式会社日本政策投資銀行法附則第２条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第２条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第２条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第２条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。

(3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第２条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第２条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

9．株式会社日本政策投資銀行法附則第２条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第２条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第２条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第２条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。

(3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第２条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第２条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

（追加情報）

2026年６月26日開催の定時株主総会において、同法附則第２条の27第２項及び第３項の規定に基づき、特定投資準備金の額の減少及び特定投資剰余金の額の減少を決議し、同日において財務大臣の認可を受けております。これにより、特定投資準備金の額1,724,573百万円を338,560百万円減少し、併せて、169,280百万円を国庫に納付し、資本準備金の額を169,280百万円増加いたしました。また、特定投資剰余金の額124,590百万円を89,590百万円減少し、併せて、44,795百万円を国庫に納付し、その他利益剰余金の額を44,795百万円増加いたしました。当該効力発生日は2026年８月31日であります。

（中間損益計算書関係）

１．その他経常収益には、貸倒引当金戻入益4,799百万円、金銭の信託運用益3,764百万円、投資事業組合等利益59,314百万円及び収益分配請求権に係る収益4,341百万円を含んでおります。

２．その他経常費用には、株式等償却6,400百万円及び投資事業組合等損失12,512百万円を含んでおります。

３．当中間会計期間に係る有価証券の減損処理に基づく評価損に関し、切放し法を適用しております。

４．当行は、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号2024年３月22日）第７項を適用し、当中間会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上しておりません。

（中間株主資本等変動計算書関係）

該当ありません。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

１．満期保有目的の債券（2026年９月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	10,002	10,030	27
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	17,000	17,061	61
	その他	38,185	39,859	1,673
	小　計	65,187	66,951	1,763
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	45,102	41,984	△3,117
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	154,488	150,518	△3,970
	その他	25,962	23,169	△2,792
	小　計	225,553	215,672	△9,880
合　計		290,741	282,624	△8,117

２．子会社株式及び関連会社株式（2026年９月30日現在）

	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	－	－	－
関連会社株式	35	3,402	3,367
合　計	35	3,402	3,367

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	153,518
関連会社株式	36,755

３．その他有価証券（2026年９月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	82,070	29,469	52,600
	債券	30,380	25,530	4,850
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	30,380	25,530	4,850
	その他	253,510	208,888	44,622
	小　計	365,961	263,888	102,072
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	15,902	17,601	△1,698
	債券	1,193,629	1,259,340	△65,711
	国債	634,333	671,955	△37,622
	地方債	22,921	25,400	△2,478
	短期社債	－	－	－
	社債	536,374	561,985	△25,610
	その他	18,705	20,090	△1,384
	小　計	1,228,237	1,297,032	△68,794
合　計		1,594,199	1,560,921	33,278

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
① 市場価格のない株式等（＊１）	545,519
② 組合出資金等（＊２）	1,074,012

（＊１）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

４．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合と30％以上50％未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

１．満期保有目的の金銭の信託（2026年９月30日現在）

該当ありません。

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2026年９月30日現在）

	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	757,777	755,196	2,581	2,581	－

（注）「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
有価証券償却損金算入限度超過額	28,701百万円
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	35,417
繰延ヘッジ損益	4,235
退職給付引当金	1,916
その他	25,927
繰延税金資産小計	96,199
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△51,828
評価性引当額小計	△51,828
繰延税金資産合計	44,370
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12,566
その他	△16,175
繰延税金負債合計	△28,742
繰延税金資産（△は繰延税金負債）の純額	15,627百万円

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額（注）	71,730円49銭
１株当たりの中間純利益金額	1,598円13銭

（注）純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、中間貸借対照表に掲げる純資産の部の合計額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る中間期末の純資産額としております。